



# 令和7年度 大阪市 防火ポスター

1

これまでのご経験や幼少期に興味があったこと等をお聞かせください。

幼少期は、宇宙や歴史などに興味がありました。創造社に入学する前は、大学で考古学の勉強をしていました。

2

専門学校では主にどのようなことを学ばれ、また、募集はどのようにお知りになりましたか。

ポスター制作などに役立つことを学んでいます。募集については、先生から教えてもらいました。

3

どうしてデザインの道に進まれましたか。

将来について考えた時に、広告や広報の仕事をしたいと思い、この道に進みました。

4

受賞された時のお気持ちをお聞かせください。

作品を応募するという経験は初めてだったので、まさか自分が受賞するとは思っておらず、大変驚きました。

5

作品を制作するうえで気を配られたことや作品に込めた思いをお聞かせください。

今回の防火標語にどれだけ沿ったデザインで制作できるかといった点に気をつけました。また、私達が安全に生活できているのも、これまでの防火の歴史があったからであり、これを受け継いでいかないといけない。さらに、普段から常に気をつけていかないといけない。そんな思いで制作しました。

6

将来の夢についてお聞かせください。

広告や広報の仕事がしたいと思っています。また、その中で自分の作品を見た人の心に残るような作品を制作していきたいです。



7

学校からのコメントをお願いします。

この度は本校学生、下ノ村の作品を採用していただきありがとうございます。本校では企業様とのコラボレーション課題は第3者評価を受ける機会として積極的に取り組んでおり、このような広く広報として活用していただけるデザイン提案は学生のモチベーションにもつながると共に、今後の学生達にも期待しています。



令和7年11月9日(日)防火作品入賞者表彰式を行い、消防局長から賞状を授与させていただきました。

# 住宅用火災警報器で歌おう♪

全国的に住宅火災件数と住宅火災による死者数は、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の設置義務化がスタートした平成18年以降、減少傾向にありますが、さらなる火災による死者数の低減を目指して取り組んでいかなければなりません！そこで、私たち「住宅用火災警報器設置・維持管理促進PRソング制作委員会（通称：住促P委）」では、本市にふさわしい警報器PRソングを作成するため、全国の消防本部で制作されている警報器PRソングを調べたところ、あるわあるわ、ということで……。

今月は、新潟県にある上越地域消防局の「住宅用火災警報器戦隊ジュウケレンジャーの歌」で～す♪ 住警器の設置促進を図ろうと考案した広報活動用マスコット「住宅用火災警報器戦隊ジュウケレンジャー」のテーマソングなんですね♪ 「みんなでこれを見て火災警報器がひとつでも増えて、安心して暮らせる社会になるといいですね(\*^\_^\*)」のことです。作詞・作曲・演奏は神奈川県を中心に活動するハードロックバンド「ハミング・バード」さんです。



☆上越地域消防事務組合上越地域消防局  
〒943-0171  
上越市大字藤野新田330番地1  
上越地域消防局ウェブサイト  
<https://www.joetsuarea-firedept.jp/>



## 住宅用火災警報器戦隊 ジュウケレンジャー

作詞／RYU・ROCKY 作曲／あーさん・ROCKY  
編曲／HUMMING BIRD

丸い顔のニクいやつ その名はジュウケー  
ケムリ火元見逃さないスゴイヤツ  
火事がおきた時 逃げ遅れないように  
ぼくを設置してね お願いさ

\* (Chorus)  
ジュウケージュウケー (×6)

(台詞)  
ぼくジュウケーくん あたしミハリちゃん  
ぼく消すゾウくん

三人そろってジュウケレンジャー  
階段、寝床 上から見守るジュウケー  
台所にもつけねば安心イキなヤツ  
ちょっと高いけど君を守るから

\* (Chorus)  
子供達と未来を つないでる

\* (Chorus)  
ジュウケレンジャー



上越地域消防局公式YouTube  
住宅用火災警報器戦隊ジュウケレンジャー  
<https://www.youtube.com/watch?v=YUen6oD6ddY>



住促P委  
員長

プロの方の演奏なんですね、レベルが高いのも頷けます(^~♪ 真ん中の着ぐるみは、ジュウケレンジャーのひとりかと思ったら、敵キャラの「モクモク」なんですって。繰り返される「子供達と未来をつないでる」の部分がお気に入り。参考にしま～す♪



# 予防業務のデジタル化について

## はじめに

大阪市消防局では、令和2年10月から庁内情報パソコンで大阪市行政オンラインシステムの利用を開始し、申請・届出の受付範囲も順次拡大してきました。令和7年4月1日からは、添付書類を含むすべての申請・届出がオンラインで手続き可能となっています。

この背景には、市民ニーズの多様化や行政サービスの高度化があり、紙ベースによる従来の運用では、迅速かつ効率的な対応が困難になっている状況があります。加えて、職員の業務負担の増加やベテラン職員の減少も喫緊の課題となっています。ここでは、予防業務のデジタル化及び未来を見据えた取組をご紹介します。

## 予防業務における課題と主な取組

従来の予防業務における主な課題としては、以下のようないちがいがあります。

- ①市民や事業者は、相談や手続きを行った際にはそのまま度消防署まで出向く必要がある。
- ②現地の確認や通知書の交付事務等に多くの移動

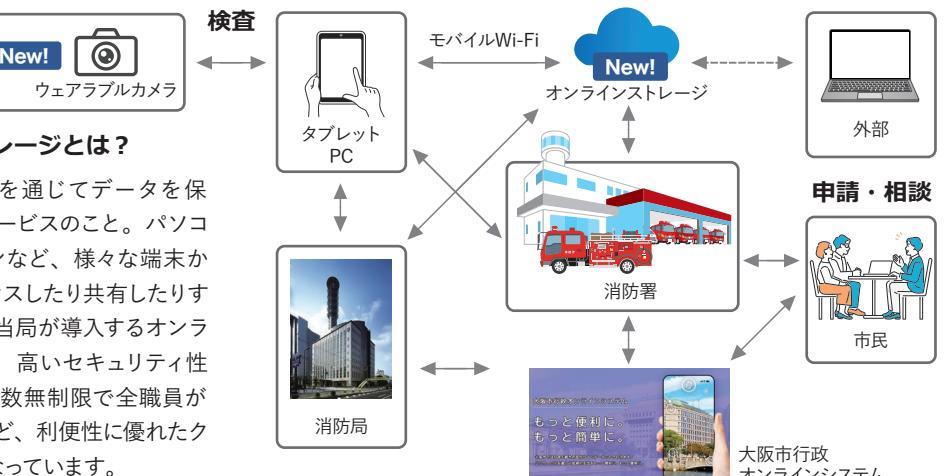
への定着を図るべく取り組む予定です。

令和10年度以降は「高度化フェーズ」と位置付け、遠隔検査の実施や、電子化により蓄積されたデータの活用を進めます。具体的には、蓄積されたデータを活用し、AIチャットボットの導入による問い合わせ対応の自動化、AIを活用した検査業務の支援、さらには過去事例の分析・応用による人材育成等の施策を通じて、業務のさらなる高度化を進めます。

令和12年度には、電子申請の利用率70%以上及び職員満足度（アンケート評価で「満足」）や満足度80%以上を目指しています。

表1 実施スケジュール(予定)

	年 度	主な取組内容
高度化フェーズ	令和7年度	必要な物品・サービス等の調達 (タブレットPC、モニター、オンラインストレージ等)
	令和8年度	RPAの導入、遠隔検査の検討
	令和9年度	遠隔検査の運用
	令和10年度以降	高度化フェーズへの移行



現在のデジタル化事業全体のイメージ ( New! は今期の調達物品)

## おわりに

規制課ではデジタル技術を活用し、業務効率化と高度化、行政サービスの利便性向上を目的に、これからもデジタル化事業を推進していきます。慣れないことは苦勞することもあるかと思いますが、導入した物品やソフトウェアを活用し、どんどん現場の業務に取り入れてください。少しでも業務が簡便になつたと感じていただけることを目指して、現場のご意見を丁寧にうかがいながら、今後も段階的にデジタル化を進めてまいります。

表2 主な調達物品とその用途 ( New! は今期の調達物品)

相談・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペンプラス(書類審査ソフトウェア)</li> <li>・ドキュワークス(文書管理ソフトウェア)</li> <li>・審査用モニター</li> <li>・web会議用スピーカー</li> <li>・web会議用カメラ</li> <li>・ノイズキャンセリング付ヘッドセット <b>New!</b></li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットPC <b>New!</b></li> <li>・ウェアラブルカメラ <b>New!</b></li> <li>・モバイルプリンター</li> <li>・モバイルWi-Fi</li> </ul>

## デジタル化事業の目的・ビジョン

時間をしている。

- ③オンラインで手続きされた申請・届出は、審査や検査のために紙に出力して対応している。

これらの課題を受けて、以下のようないちがい取組を推進しています。

- ①オンラインで手続き完了まで消防署へ出向くことなく手書きが完了。

申請から手続き完了まで消防署へ出向くことなく手書きが完了。

- ②サービスの利便性の向上
  - ・手続きのオンライン化により、時間や場所を問わず手続きが可能。
  - ・申請から手続き完了まで消防署へ出向くことなく手書きが完了。

## ■文書・図面の電子化

すべての手続きをデジタルで完結するための環境整備。モニター・タブレットを整備することで、紙で出力することなく電子データによる審査・検査業務を行う（令和7年度より実務スタート）。

## ■オンラインストレージの導入・連携

申請データをオンラインストレージに保管することで、検査先でも安全かつスマートな情報共有を可能にする。

## ■業務支援システムの導入・連携

業務プロセスの自動化（RPA）により、事務作業時間を削減する。

## ■高度なデータ利活用の推進

電子化により蓄積されたデータを活用し、過去事例の分析・応用を通じて人材育成やより良い施策立案に役立てる。

## ■職員の業務効率化と業務の高度化

- ・アナログベースの業務を削減し、業務プロセスのデジタル化による業務の効率化。
- ・通知の電子化や遠隔検査で移動時間が減り、事務作業に充てる時間が増加。
- ・蓄積されたデータを活用し、AIチャットボットの導入による問い合わせ対応の自動化、AIを活用した検査業務の支援、さらには過去事例の分析・応用による人材育成等による業務の高度化。

## 今後の実施スケジュール(予定)

現在、進行中及び計画されている整備スケジュールを表1にまとめます。

- 令和9年度までを「デジタル化フェーズ」とし、導入した物品やソフトウェア、オンラインストレージ等を職員全員が積極的に活用し、現行業務

# 現場に活かす! 救急救命士国家試験問題

救急救命士を目指す者が挑む国家試験。その中でも救急隊員が活動する災害現場で知識として身についておくべき内容を紹介していきます。今月は医療者である救急救命士が救急救命処置を行ううえで常に念頭に置くべき倫理上の基本原則に関する問題です。時間的、精神的に余裕のない救急現場において、救急救命士として医療倫理や職業倫理について感性を養うことが重要であることを認識し、早速解いてみましょう!

## 第42回(令和元年3月)D問題

68歳の男性。駅のホームで倒れるところを目撃した通行人が救急要請した。

救急隊到着時観察所見。意識JCS300。自発呼吸なし。頸動脈を触知しない。心電図モニター上、PEAである。バイスタンダーのCPRは行われていない。

インフォームドコンセントをとるべき家族は見当たらなかった。指示要請を実施し、気管挿管と薬剤投与とを実施した。

この対応は、「生命倫理に関する原則」のどれに該当するか。1つ選べ。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 1 自律の尊重 | 2 善行の原則  | 3 公正の原則 |
| 4 正義の原則 | 5 無危害の原則 |         |

### ヒントレベル



### 生命倫理に関する原則1【表1】

- 自律の尊重 → 傷病者が自分にとって最善の選択ができるよう、傷病者の自己決定権を尊重する。
- 善行の原則 → 医学的に正しいこと、または良かれと思ったことをを行い、傷病者にとって最善を尽くす。
- 無危害の原則 → 傷病者に危害を与えない、危害のリスクを負わせないようにする。
- 公正・正義の原則 → すべての傷病者を公正かつ平等に扱う。

### ヒントレベル



### 生命倫理に関する原則2【表2】

- バルセロナ宣言(1998年)によって提出された倫理原則
- 傷病者の尊厳に鑑みて自律を支援する。

### ヒントレベル



### インフォームドコンセント【表3】

- 生命倫理の原則を念頭に置いた医療を実践するうえでの基本
- 傷病者の自由な意思に基づく自己決定を支援する。

### 解答・解説

#### 解答 2 善行の原則

傷病者は心肺停止状態であり、周辺に家族もいないことから救急隊は傷病者の自己決定権を判断できない。したがって、自己決定権が判断できない場合は善行の原則に基づいて、心肺蘇生法及び救急救命処置を行う。傷病者に侵襲を与える特定行為は、通常であれば無危害の原則に違反しており、刑法上の罪に問われるが、処置に対する十分な訓練を受け資格を取得している、医学的な適応を正しく判断している、医師の直接的な指示を得ている等の適正条件を充足すれば正当な業務行為として違法性が阻却される。

【参考・引用】株式会社へるす出版「第42回 救急救命士国家試験問題 解答・解説集」  
株式会社へるす出版「改訂第11版 救急救命士標準テキスト」

Vol.  
215

# 健康ダイアリー



企画部 人事課

## ～酒類に含まれるアルコール量を知り適正飲酒を～



忘年会・新年会など年末年始は何かと飲酒の機会が増えてきます。特に家飲みでは、終電の時間を気にせず飲み続けたり、一人で飲んでいる場合には、周りに注意してくれる人がいないのでブレーキが利かず、大量飲酒に走ってしまうケースがあります。

最近ではアルコール度数が10%前後の「ストロング系」と呼ばれる酎ハイの人気が高く、意識せずに入量のアルコールを摂取してしまうと、アルコール依存症に陥るリスクも懸念されます。

### お酒の適量を知りましょう

～飲み過ぎると、身体への負担が大きいので要注意です～

「節度ある適正な飲酒」として、1日の飲酒量は「純アルコール量約20g(2ドリンク)以下」といわれています。(女性は純アルコール量約10g)

また、1日あたり40g以上(女性20g以上)アルコールを摂取すると生活習慣病のリスクが高まるといわれています。

(女性の量が少ないのは、肝臓が小さく、女性ホルモンがアルコール代謝を抑制し、肝臓への負担が大きくなるから)

### 【飲酒の記録】何をどれだけ飲みましたか? 1週間を振り返りましょう。

1週間のうち、お酒を飲んだ日数  日/お酒を飲まなかった日数  日

※1日に平均して飲んでいるお酒の量

ビール <input type="text"/> 杯	焼酎 <input type="text"/> 杯	日本酒 <input type="text"/> 杯	ウイスキー <input type="text"/> 杯	ワイン <input type="text"/> 杯
----------------------------	---------------------------	----------------------------	------------------------------	----------------------------

※飲み過ぎてしまう日のお酒の量

ビール <input type="text"/> 杯	焼酎 <input type="text"/> 杯	日本酒 <input type="text"/> 杯	ウイスキー <input type="text"/> 杯	ワイン <input type="text"/> 杯
----------------------------	---------------------------	----------------------------	------------------------------	----------------------------

※  内に、当てはまる数字を書き込んで、節酒コントロールの目安としましょう。

### <純アルコール量約20g(2ドリンク)の例>

種類	ビール	ワイン	日本酒	ウイスキー	焼酎
度数	約5%	約14%	約15%	約43%	約25%
量	中瓶1本 (500mL)	小グラス2杯 (180mL)	1合 (180mL)	ダブル (60mL)	小カップ1杯 (100mL)
純アルコール量	20g	20g	22g	20g	20g

ストロング系チューハイ(アルコール度数9%の場合)は350mL缶1本の純アルコール量が約25gであり、適度な飲酒量(純アルコール量で約20g)を上回りますので、飲み過ぎには注意しましょう。

お酒は百薬の長と言われますが、これを機に日頃の飲酒量を振り返ってみましょう。



